

令和3年度 第3回多摩市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時 令和3年11月16日(火) 18:30~20:15
- 2 場所 多摩市役所 301会議室
- 3 出席者 立花委員(会長)、高岡委員(副会長)、中山委員、石川委員、卜部委員、麻生委員、島田委員、高橋委員、早津委員、酒井委員、佐藤委員、松本委員、宗宮委員
※欠席者：関岡委員、安藤委員

4 開会

- 会長 令和3年度第3回多摩市子ども・子育て会議を始めます。本日の出席者を確認させていただきます。
- 事務局 本日の出席者は15名中13名で過半数を超えており、多摩市子ども・子育て会議設置条例第7条の規定により会議は成立します。
今回の会議でも、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じての開催となります。皆様のご協力をよろしく申し上げます。
次に、会議形式での開催が令和3年度最初となるため、4月1日付けで就任された中山委員、卜部委員にご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。
(中山委員挨拶)
(卜部委員挨拶)
また、各委員からも順番に自己紹介をお願いします。
(各委員挨拶)
続いて、事務局職員も人事異動により入れ替わりがありましたので、挨拶をお願いします。
(子育て支援課長挨拶)
(児童青少年課長挨拶)
- 会長 では、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。
- 事務局 はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。
(配布資料の確認：報告資料1~2)

5 報告

【報告事項】

(1) 多摩市子ども・子育て・若者プランの令和2年度推進状況について

- 会長 それでは、報告事項1について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (報告資料1の説明)
- 会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
- 委員 <基本施策1-① 子育てのための支援>に放課後子ども教室の記載がありますが、予算や実施日数の増など具体的な動きがあるのでしょうか。
- 事務局 放課後子ども教室は令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、具体的な動きはありません。実施日数や範囲についても実施者の体制や実施可能日数の状況もあり、拡大できる見込みは立っておりません。今後は、新たな担い手

の確保も含め検討していきます。

○委員 放課後子ども教室は地域の有償ボランティアの方々が担っているため、予算の増額が見込めないと拡大は難しいと考えますが、それ以外の方法で検討中ということでしょうか。

○事務局 有償ボランティアの方が対応できる日数が少ないと予算が増えても事業の拡大が難しいため、担い手の確保が課題と捉えています。

○委員 平日全てで実施している自治体もありますので、ぜひ拡大してほしいと思います。

○委員 <基本施策 1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進>の中に記載されている「特別な支援が必要な生徒への指導・支援を行った」という文言について、実際には通常指導学級や特別支援教室と通常級の間に物理的・精神的な壁を感じる場合があります。また、携わる教員の方が定期的に研修を受講するなど、より理解を深めてもらいたいです。

○事務局 この意見については、内容を把握している教育委員会へ伝達いたします。委員の皆様で補足などありますか。

○委員 特別支援教室に通う児童は1人1人状況が異なり、音に過敏だったり、こだわりがあったり様々です。子どもの特性によって、より集中して物事に取り組むために近くの廊下を通らない、音を立てないという対策を取ることがあります。

○委員 支援が必要な児童が在籍している場合、校長だけではなく学校としてチームを作り、週単位で会議を行い、どのような形が1番児童にとって良いのか試行錯誤しながら対応しています。部屋が仕切られている場合には、元々その状態だったわけではなく、在籍している児童の特性に応じた対応を模索する中でその方法に至っているものと推察します。

研修については毎年実施され、校長・特別支援教室を担当する教員は必ず参加、他の教員は代表者が研修に参加し、持ち帰った内容を他の教員に周知・共有しています。

○委員 保護者の中で「特別支援教室の子どもは忘れられている」という話が出る場合があります。

○委員 「忘れられている」という言葉は非常に衝撃的です。保護者の立場で感じるがあった際は、ぜひ担当の教員または管理職の教員に伝えてください。

○委員 学校として支援が必要な児童を受け入れるにあたっては、特性や性格を全教員で共有しています。子どもの成長は学校だけでなく保護者・地域などとの連携の中で育まれるものと考えます。疑問に思うことがありましたら、ぜひ学校に聞いてみてください。

○委員 ご意見は、中学校・小学校の校長会でも共有いたします。

○委員 小・中学校をよく訪れますが、それぞれの子どもと向き合いながらきめ細かく計画を練って取り組んでいます。教員同士も都度相談しながら対応しており、通常級の児童以上に深く関わりを持ちながら過ごしていると思います。もし心配事がありましたら、学校への相談や教室の見学をしていただければと思います。

○委員 <基本施策 1-③ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進>に不登校特例校に関する記載がありますが、設置はされるのでしょうか。また、子どもを状況や特性で分けることについては、たくさんの人の理解が必要であり、かつ慎重になるべきだと考

えます。

○事務局　　ご指摘の箇所については、事務局としてもそのままの表記では捉え方が実態と異なりますので、1度持ち帰り検討いたします。不登校特例校は一旦立ち止まるという方針だったかと思います。

○委員　　教育や福祉はこの数十年で全体への支援から個別の支援に重点に置く形へ変わりつつあります。その流れの中での各施策、と捉える必要があると思います。また、現場の当事者間では相反関係になりがちですが、学校側は丁寧な説明が、保護者側は子どもを取り巻く環境が変わってきていることを理解する必要があると思います。市民としては、それぞれの取り組みや考え、施策や計画の背景が見える形となっていることが望ましいです。会議の場となるため、事例の質疑応答のみで終わってよいのか疑問に感じます。

○委員　　令和2年度はコロナ禍の中で現場は非常に大変な1年でした。その中で工夫して事業を実施したり動画配信を行うなど、子どものことを考えて動いた結果が推進状況として出ていることは評価したいです。心配事としては、保育園の待機児童問題が解消する一方で空き枠が出ていること、多摩市の少子化が進んでいることが挙げられます。妊娠期からの保健師面接など、取り組んでいる内容をもっと周知しても良いのではないのでしょうか。魅力ある街づくりを進めるためにも少子化対策は重要と考えます。

○委員　　要望となりますが、コロナ禍でネット検索の機会が増える中、市のホームページが非常に見づらいです。補助を活用する機会がありましたが、検索だけではよくわからず結局電話で確認しました。スマートフォンでの検索時に見やすい、わかりやすいホームページにしてほしいです。

○事務局　　ホームページの見直しについては広報をを担当する部署と連携して進めており、子育て支援施策の部分において対策を講じるための検討を始めたところです。他自治体の良い部分を参考にしながら改善を図ってまいります。

○委員　　放課後子ども教室については、実施者が有償ボランティアのため、学校の施設貸し出しの規程に抵触するという話を聞いたことがあります。コロナ禍で長期間事業が中止になると、子どもを支えるボランティア活動の力そのものが低下してしまうと危惧しています。感染防止には配慮しつつ、活動の機会や方法を行政の皆様にも一緒に考えてもらえるとありがたいです。

○事務局　　放課後子ども教室は先日リーダーの方々を集ってもらいましたが、推進していきたい方、タイミングがまだ早いのではないかという方がそれぞれおり、意見はまとまりませんでした。子どもの居場所確保は止めないように続けていきたいと考えておりますが、施設利用の兼ね合いもあり、放課後子ども教室はなかなか進んでいない状況です。ここで緊急事態宣言が解除されましたので、様子を見ながら、校庭など使用可能な場所から再開していきます。

○委員　　＜基本施策 1-② 子どもの人権の尊重＞に記載されている「たまっコール」について、全ての地域子育て支援拠点で使用されていた名称でしょうか。

○事務局　　一部の地域子育て支援拠点で使用されていた名称となるため、文言を削除いたします。

○委員　　報告資料 1-2 に地域子育て支援拠点・常設子育てひろばの施設目標が 10 施設とあり

ます。令和4年3月にパルテノン多摩に開設するひろばを含めると10施設になりますが、これで計画は終了ということでしょうか。

○事務局 児童館やコミュニティセンターのあり方について、議論をしているところです。市内に施設数は何カ所が適切なのか、その検討結果によっては施設数が変わる可能性もありますが、現段階では未定です。

○委員 計画の評価段階での質問となり恐縮ですが、多摩市子ども・子育て・若者プランと第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画の立て付けについて教えてください。2点目に、「若者」の定義は国では39歳までとじていますが同じでしょうか。3点目に、若者への施策が計画の中にあまりないと感じます。縦割りではなく、もう少し広い範囲で支援を行っていく必要があるのではないのでしょうか。本来は計画策定時のパブリックコメントで意見すべき内容かと思いますが、教えてください。

○事務局 正式名称は第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画、通称が多摩市子ども・子育て・若者プランとなります。2点目の「若者」の定義ですが、計画上は39歳までとしており、国と同じです。なお、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例では「おおむね30代まで」としています。3点目ですが、確かに現計画ではあまり施策が記載されておられません。令和7年度からの新規計画を策定する際、若者への施策を盛り込めるよう、検討を進めてまいります。

(2) 子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（原案）について

○会長 それでは、報告事項2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 (報告資料2の説明)

○会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
(意見なし)

6 その他

○会長 最後に、その他について事務局からお願いいたします。

○事務局 次回第4回子育て会議の日程は、令和4年2月16日を予定しております。

○会長 それでは、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。